

海外発表支援基金細則

第1章 目的

第1条 この細則は、本会の若手研究者の育成のため海外で開催される国際学会への参加支援として設けた「海外発表支援基金」(以下、基金と略記する)に関して必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

第2章 使途

第2条 基金の使途は、唾液・唾液腺研究に関する海外で開催される国際学会での研究発表に必要な費用とする。

第3章 構成

第3条 基金は、次の各号をもって構成する。

- 1 基金とすることを指定された寄附金
- 2 基金に繰り入れることを決議した助成金

第4章 助成金

第4条 第3章の構成された基金より、1件10万円(税込み)を助成金として支給する。なお、支給対象者は発表者のみとする。

第5章 応募資格

第5条 日本唾液腺学会の会員で、公募の時点で40歳を越えないものとする。なお、昨年度に基金を受けていない会員とする。

第6章 応募方法

第6条 基金は公募により1月初旬より3月下旬まで募集し、事務局に基金の申請を行う。

第7章 推薦者

第7条 推薦者は本学会の理事・評議員、又は、大学もしくは研究機関の場合は所属研究室・講座の長、大学院生・学生にあつては指導教員とする。

第8章 選考方法と採否の通知

第8条 理事会は申請内容を審査し、支援対象研究演題を最終決定する。この審査結果は5月上旬に事務局から各応募者に採否を通知する。ただし、適切な対象がないと判断された場合は「対象なし」とする。

第9章 助成金の交付と返還

第9条 基金は6月から交付を開始する。ただし、発表予定の国際学会においてアクセプトが有る場合は採択後の交付となる。また、海外発表の予定であったが発表を行わなかった場合には助成金を返還する。

第 10 章 海外発表と報告

第 10 条 海外発表支援基金に採用された会員は、海外で開催される国際学会で研究発表し、その年の 12 月初旬に開催される学術集会で研究発表の報告を行う。

第 11 章 基金の継続

第 11 条 基金は、平成 27 年度より 3 年間とする。その後は、理事会で継続について決定する。

第 12 章 細則変更および廃止

第 12 条 本会細則は、理事会の決議によって変更および廃止を決定する。

2014.12.6 制定